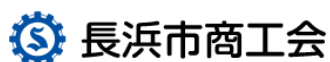


# 長浜市商工会からのお知らせ

令和6年6月3日（第67号）



TEL：0749-78-2121

FAX：0749-78-1300

情報配信専用e-mail：news@nagahamasci.or.jp

## <目次>

### ① 長浜市商工会 業種別部会の新役員体制が決定しました！

#### ■長浜市支援制度のご案内

### ② 「長浜市のキラリと輝く産業支援制度」のご案内

#### ■各種セミナー、説明会のご案内

### ③ 「中小企業退職金共済制度 オンライン説明会」のご案内

### ④ 滋賀県アトツギ支援事業「北部地域キックオフセミナー」のご案内

#### ■相談会のご案内

### ⑤ 滋賀働き方改革推進支援センター 「ワン・ストップ無料相談」のご案内

### ⑥ 「第15回事業承継支援個別相談会」のご案内

#### ■各種補助金、助成金のご案内

### ⑦ 「高齢・障害者雇用助成金説明会」のご案内

### ⑧ 「クラウドファンディング活用型 北の近江振興事業補助金」の募集について（再掲）

### ⑨ 「ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金」のご案内

### ⑩ 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

### ① 長浜市商工会 業種別部会の新役員体制が決定しました！

長浜市商工会には、商業部会、工業部会、建設業部会、サービス業部会、観光飲食業部会の5つの業種別部会があり、同じ業種に属する会員企業の事業活動を促進し、資質向上や部会員間の情報交換を行っています。

この度、令和6年度から令和8年度にかけての各業種別部会の新役員が決定し、新たな体制が整いました。今後とも、当会業種別部会への皆様のご理解とご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

# 長浜市商工会業種別部会役員名簿

(任期 令和6年度～令和8年度)

※順不同敬称略

役職名	氏名	事業所名
商業部会	部会長	清水 孝弘 (有)清水モーターズ
	副部会長	木元 耕平 木元製菓舗
	副部会長	岩根 卓弘 (株)キクヤ
	幹事	草野 雅敏 (株)教文堂
	幹事	北川 恵司 (株)ピアレキタガワ
	幹事	松田 憲政 (有)朝日松田自動車
	幹事	柴田 誠一 (株)プリムスクリエイティブ
	幹事	池田 洵一 (株)イケダ光音堂
工業部会	部会長	田中智佐人 (有)デンチュウ
	副部会長	上田 覚司 美和工業(株)
	副部会長	速水 一生 ハヤミ工産(株)
	幹事	北川 智雄 (有)ホクユウ産業
	幹事	川崎 睦 (株)びわ製作所
	幹事	田中 伸一 (株)ヒョーシン
	幹事	山路 進 (有)シオン製作所
	幹事	北川 貴英 北川工業(株)
	幹事	兼房 正和 (株)兼房
	幹事	畑澤 康弘 (株)カフィール
	幹事	遠藤 健 (株)J I C
	幹事	大澤 剛人 (株)三徳
建設業部会	部会長	岡島 義孝 岡島石材店
	副部会長	山内 一彦 山内建設
	副部会長	横山 和司 横山畳店
	幹事	川瀬 之洋 内保製材(株)
	幹事	居川 光信 (株)宮元工務店
	幹事	森 善和 豊栄建設(株)
	幹事	寺畑 良典 寺畑建設(株)
	幹事	寺畑 良治 寺畑建築鋳金
	幹事	常陸 和宏 常陸建築
	幹事	前畑 良道 北国屋トータルホーム(有)
	幹事	小谷 年永 小谷設備
	幹事	前川 良雄 まえかわ鉄工
	幹事	建部 清晶 (株)建部

役職名	氏名	事業所名
サービス業部会	部会長	山口富祐樹 (有)山口モーターズ
	副部会長	清水 豪士 清水いきいき整体院
	副部会長	植田 淳平 (同)MediArt
	幹事	井上 主久 ダーウィンモーターズ
	幹事	多賀 洋平 (株)きゃんせ
	幹事	富岡 真琴 富岡自動車(有)
	幹事	奥村 武司 奥村自動車工業(有)
	幹事	吉田 道明 吉田農園(株)
	幹事	松井 慎志 (株)真ごころ
	幹事	中谷 正弘 中谷自動車工業(株)
	幹事	熊洞 直樹 (有)ビッグ・ベアー
	幹事	小川 悟 ヘアースタジオ オガワ
	幹事	二矢 靖男 フタヤマモーターズ
	幹事	雨森 英昭 (有)雨森自動車
観光飲食業部会	部会長	林 源栄 想古亭源内
	副部会長	北田 圭一 パーティーハウス
	副部会長	前川 和彦 (株)ロハス長浜
	幹事	金森 厚志 魚武
	幹事	喜田 朋子 滋賀中央交通(株)
	幹事	馬淵 泰 ここや
	幹事	山田 拓郎 イタリアンダイニングカフェ チェーボ
	幹事	吉原 克行 タカチュキ
	幹事	松本 長治 長治庵
幹事	望月 久明 菓子乃蔵 角屋	

## ② 「長浜市のキラリと輝く産業支援制度」のご案内

長浜市では「長浜市産業振興ビジョン」に示す「Challenge & Innovation ～オール長浜で挑む「価値創造」の未来～」の実現を目指し、各種支援施策を行っています。

例えば…

- 1) 会社をつくりたい、店をかまえたい！
- 2) 新しい商品をつくりたい、新しい売り先を見つけたい！
- 3) 工場を拡張したい、生産能力を上げたい！
- 4) 福利厚生を充実させたい、雇用を維持したい！
- 5) 伝統的な街並みの保存・活用や、にぎわいのあるまちづくりをしたい！
- 6) 融資を受けたい！

など、お気軽にご相談ください。

長浜市産業支援制度の詳細は下記URLよりご覧ください。

<https://www.city.nagahama.lg.jp/cmsfiles/contents/0000005/5873/siennseido2024.pdf>

お問合せ先： 長浜市 産業観光部 商工振興課

TEL：0749-65-8766

## ③ 「中小企業退職金共済制度 オンライン説明会」のご案内

中小企業退職金共済制度は安心・確実・有利な国の退職金制度です。加入を検討中の方や、退職金制度の新規導入または見直しをご検討中の方はぜひご参加ください。

POINT 1： 掛金の一部を国が助成

POINT 2： 掛金月額を選択… 従業員ごとに16種類から選択

POINT 3： 簡単な管理… 口座振替

POINT 4： 短時間労働者の特典… 特例掛金月額、新規加入時の掛金助成に上乗せ

POINT 5： 掛金は非課税… 法人企業は損金、個人企業は必要経費として全額非課税

POINT 6： ポータビリティ… 転職時に退職金を引継ぎ



下記URL若しくはQRコードより開催日時をご確認の上、お申込みください。

<https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/kentou/soudan/soudan02.html>



## ④ 滋賀県アトツギ支援事業「北部地域キックオフセミナー」のご案内

新たな価値の創出へ

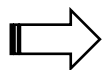
厳しい現状にある伝統産業で新たな挑戦を続けられるヒケツとは？

日時： 令和6年7月4日（木） 18：30～19：45 セミナー

19：45～20：00 質疑応答

会場： 長浜ビジネスサポートセンター（長浜市高田町12-34）

定員： 30名（先着順）  
参加費： 無料  
講師： 有限会社大橋量器  
代表取締役 大橋博行氏  
共催： 滋賀県よろず支援拠点、  
滋賀県事業承継・引継ぎ  
支援センター



日本の伝統の道具「杓」を専門に製作する企業として、1950年の創業以来、杓の生産量全国シェア 80% を誇る産地・岐阜県大垣市で木製杓一筋にもものづくりに従事。地場産業として古くから続いてきた技術と文化を「次の世代へ受け継いでいくこと。」を使命に杓工房杓屋では「杓を粋でかっこよく！杓をエンターティナーに！」をテーマにこれまでの杓の概念を覆し、ワクワクと心躍る製品づくりを目指している。伝統的な用途にとられない新しい”MASU”の開発でいくつもの賞を受賞。

「人・伝統・次世代・地域・異業種をつなぐ」をテーマに講演いただきます。  
後継ぎ、後継ぎ候補、中小企業や小規模事業者の代表の方、ぜひご参加ください！



滋賀県よろず支援拠点  
(公益財団法人滋賀県産業支援プラザ)

TEL: 077-511-1425  
FAX: 077-511-1418  
Eメール: yorozu@shigaplaza.or.jp



HPの申込みフォーム  
よりお申込みください

## ⑤ 滋賀働き方改革推進支援センター 「ワン・ストップ無料相談」のご案内

「働き方改革関連法」が施行されています！ 対応はお済みですか？  
働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の事業主を無料で支援します！

次のようなお悩みや課題は迷わずにご相談ください。

- ・ 運輸・建設業の2024年問題！ どうしたら良いの？
- ・ 同一労働・同一賃金！ よくわからない？
- ・ 業務効率化から始めたい
- ・ 生産性向上で賃金アップ
- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 活用可能な助成金
- ・ 人材不足対応（育成含む）

社会保険労務士などが訪問  
ご希望の日時に対応



添付の申込書に必要事項をご記入の上、FAXまたはE-mailでお申込みください。

お申込み先： 滋賀働き方改革推進支援センター  
TEL： 0120-100-227 FAX： 077-510-0293  
E-mail: [shiga@task-work.com](mailto:shiga@task-work.com)

## ⑥ 「第15回事業承継支援個別相談会」のご案内

7月8日（月）開催の「第14回事業承継支援個別相談会」は定員に達した為、申込みを締め切らせていただきました。

経営者の高齢化が進む中、事業承継や引継ぎ（M&A）によって経営資源を次世代に引き継ぐことは経営者に求められる課題です。

事業承継は先のこととお考えの方も、この機会に考えてみませんか。

経験豊かなスタッフが無料でご相談に応じますので、安心してお申込みください。

相談  
無料

秘密  
厳守

公的  
機関

第15回 事業承継支援

小規模企業や  
個人事業でも  
相談できるの？

子供や従業員に  
継いでもらいたいが  
やり方や  
タイミングは？

# 個別相談会

経営のバトンタッチ  
お悩み・不安はありませんか？



後継者がいない。  
どうしよう？

会社を譲渡したいが  
相手先探しや交渉など  
どうしたらいいの？

M&Aの交渉を  
する上で何を注意  
すればいいの？

こんなお悩み、  
専門家に無料で相談出来ます！

完全  
予約制

【相談日時】 令和6年9月9日（月）10：00～16：30（4組限定）

【相談会場】 長浜市商工会（長浜市役所湖北分庁舎（旧湖北支所）内）

TEL：0749-78-2121

【対象者】 中小企業・小規模事業者等の方

【共催】 滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

相談ご希望の方は、申込書に必要事項をご記入いただき、長浜市商工会までお申込みください。お電話でも予約受付させていただきます。

TEL：0749-78-2121 FAX：0749-78-1300

個別相談会申込書：

<https://nagahamasci.or.jp/wp-content/uploads/2024/05/a0f45420971b9ca7de777f71608de348.pdf>

※ 経営者のための事業承継ミニガイド  
事業承継のポイントを分かりやすく5分にまとめられています。事業承継と言っても誰に？何を？どのように？バトンタッチすればよいかの解説や、事業承継・引継ぎ支援センターの支援内容を簡単に説明しています。是非ご覧ください！



滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターYouTubeチャンネル

[https://www.youtube.com/watch?v=lsQ\\_eTrwxdE&t=1s](https://www.youtube.com/watch?v=lsQ_eTrwxdE&t=1s)

## 今後の開催スケジュール

第16回	令和6年11月11日	(月)	①10:00～11:30、②11:30～13:00、 ③13:30～15:00、④15:00～16:30
第17回	令和7年1月20日	(月)	
第18回	令和7年3月10日	(月)	

※日程の合わない方はお問合せください。

### ⑦ 「高年齢・障害者雇用助成金説明会」のご案内

～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

高齢者や障害者の雇用を支援するための事業主向け助成金制度についてご説明（概要や申請手続き等）いたします。説明会終了後、個別相談もお受けいたしますので、是非ご参加ください。

#### 1. 説明会内容（各回共通）

- ・ 高齢者雇用助成金「65歳超雇用推進助成金」
- ・ 障害者雇用助成金「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」
- ・ 「個別相談」

#### 2. 開催日程

開催日	時間	定員	会場	所在地
令和6年6月26日(水)	13:30～15:30	20名	ポリテクセンター滋賀 3階 1号室	大津市光が丘町 3-13
令和6年10月17日(木)				
令和6年7月17日(水)	13:00～15:00	30名	滋賀職業能力開発短期大学校 3階 視聴覚室	近江八幡市古川町 1414
令和6年10月2日(水)				
令和6年8月28日(水)	13:00～15:00	30名	甲賀市まちづくり活動センター 「まる一む」 2階 多目的室2	甲賀市水口町水口 6009-1
令和6年7月3日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク彦根 1階 会議室	彦根市西今町 58-3
令和6年12月18日(水)				
令和6年9月18日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク草津 2階 会議室	草津市野村 5丁目 17-1
令和6年11月6日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク東近江 2階 会議室	東近江市八日市緑町 11-19

参加ご希望の方は、添付申込書に必要事項をご記入の上、「滋賀支部高齢・障害者業務課」宛ご送付ください。

#### 【お問い合わせ・お申込み】



独立行政法人  
高年齢・障害・求職者雇用支援機構  
滋賀支部 高年齢・障害者業務課

〒520-0856 大津市光が丘町 3-13

TEL:077-537-1214 FAX:077-537-1215

e-mail:shiga-kosyo@jeed.go.jp

⑧ 「クラウドファンディング活用型 北の近江振興事業補助金」の募集について（再掲）

クラウドファンディングを活用して滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）の活性化を図るための事業や活動等を実施される際、クラウドファンディングにかかる手数料の一部を補助します。

補助対象者： 滋賀県北部地域（長浜市、高島市、米原市）において、プロジェクトを行う個人、団体、企業等であること。

補助対象経費： クラウドファンディングに要する費用（利用手数料、決済手数料等）  
※ 調達した金額にかかわらず必要となる初期費用等や、広告宣伝等にかかる費用は含みません。

※ 消費税及び地方消費税は含みません。

補助率： 1/2以内

補助上限額： 上限100万円

補助対象事業： 「北の近江振興」の趣旨に合致し、3つのアプローチ（①住み続けたいくなる還りたくなる北部へ、②挑戦する若者が育ち・集う北部へ、③訪れたいくなる北部へ）のいずれかに該当し、滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）の活性化につながるプロジェクトであること。

申請受付期間： 令和6年4月1日（月）～令和6年11月30日（土）

※ 申請が予算額に達した時点で受付が終了となります

事業の詳細につきましては、滋賀県ホームページでご確認ください。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/336751.html>

⑨ 「ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金」のご案内

長浜市では、市内に拠点を有する中小企業者等が取り組む経営基盤の強化及び事業の成長・拡大に資する取組を支援します。

【補助対象事業】

①デジタル化に関する事業

生産性向上や業務の効率化に向けてデジタル技術を活用する取組

②販路拡大に関する事業

今後のビジネス展望を見据えた販路・事業拡大に向けた取組

【補助対象者】

長浜市内に当該補助事業を行う拠点を有する中小企業者等とします。

（中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する者）

個人の場合は長浜市民に限ります。

【補助率・補助金額】

事業区分は以下2つのうち1つを選択していただきます。（事業の組合せは不可）

①デジタル化に関する事業

補助率 1/2 補助限度額 200万円

※補助対象事業費200万円以上の事業に限ります。

②販路拡大に関する事業

補助率 1/2 補助限度額 200万円

※補助対象事業費200万円以上の事業に限ります。

※すでに完成した製品・商品等（試作品含む）に対する事業であることが条件となります。  
（新商品開発の基礎研究等は対象外）

【申請受付期間】

令和6年6月17日（月）午前8時30分から令和6年7月22日（月）午後5時まで

※専用の電子申請フォームからの申請に限ります。

支給要件等の詳細につきましては、添付チラシや長浜市ホームページをご覧ください。

市ホームページ：<https://www.city.nagahama.lg.jp/0000014014.html>

問合せ先： 長浜市産業観光部商工振興課 電話：0749-65-8766

⑩ 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。  
高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

補助金申請受付期間： 令和6年5月7日（火）～令和6年10月31日（木）

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補助率	補助率: 1/2	補助率: 3/4	
補助限度額	上限額: 100万円 (消費税を除く)		上限額: 30万円 (消費税を除く)

※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金の詳細は下記URLよりご覧ください。

[https://www.jashcon-age.or.jp/common/pdf/age-friendly-subsidy\\_ver6.pdf](https://www.jashcon-age.or.jp/common/pdf/age-friendly-subsidy_ver6.pdf)



参加  
無料

中小企業の事業主の皆さま！

# 中退共 職金 共済制度

## オンライン説明会 開催中！

中退共 は 安心・確実・有利 な 国の退職金制度 です

POINT  
1

### 掛金の一部を国が助成

初めて中退共制度に加入する事業主および掛金月額を増額する事業主に、**国が掛金の一部を助成**します。(注1)

POINT  
2

### 掛金月額の選択

掛金月額は、従業員ごとに**16種類**から選択できます。また、掛金月額は変更も可能で、賃金や勤続年数等を基準にして設定できます。

POINT  
3

### 簡単な管理

掛金は**口座振替**で手間がかかりません。また、従業員ごとの納付状況や退職金試算額を事業主にお知らせしますので、**管理が簡単**です。

POINT  
4

### 短時間労働者の特典

短時間労働者には、一般の従業員より低い**特例掛金月額**も用意しています。また、**新規加入時の掛金助成に上乗せ**があります。

POINT  
5

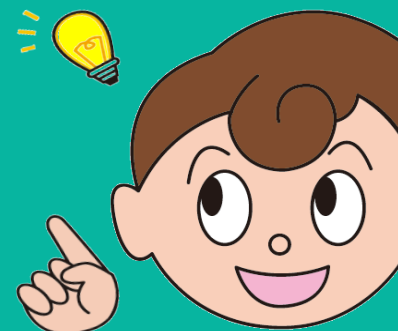
### 掛金は非課税

掛金は法人企業の場合は**損金**、個人企業の場合は**必要経費**として**全額非課税**となります。(注2)

POINT  
6

### ポータビリティ

従業員の転職時にすでに積み立てられていた**退職金を引き継ぐ**ことが可能な通算制度があります。(注3)



¥

### 退職金額の目安

掛金が  
**毎月10,000円**  
の場合

5年後 ▶ **608,200円**

10年後 ▶ **1,265,600円**

20年後 ▶ **2,666,600円**

※金額は法令の改正により変わることがあります。

(注1)一部対象外があります。

(注2)資本金の額または出資の総額が1億円を超える法人の法人事業税には、外形標準課税が適用されます。

(注3)条件があります。

① 中退共ホームページをご覧ください <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

② [無料相談・オンライン説明会](#) をクリックしてください

③ [中退共制度説明会のご案内](#) をクリックしてください

④ 開催日時をご確認の上、お申し込みください

中退共

検索



資料請求は  
裏面から！

加入者の皆様から  
寄せられた声  
をご紹介します

【お問い合わせ】

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 事業推進部加入促進課 TEL：03-6907-1234

**加入者の皆様** から中退共へ寄せられた **声** をご紹介します！

従業員のモチベーションの向上に役立っています。長く働いている従業員からは退職金が増えていくのが楽しみとの声を聞きます。

小規模の会社のため、従業員に対して福利厚生が不十分であることが課題でした。少ない掛金で、長期間無理なく退職金を準備できる中退共へ加入したことで従業員の離職率も減ったと実感しています。

求人票に中退共制度加入をうたっています。転職希望者が、これを見て就職するひとつの決め手になったと語ってくれました。退職金制度の有無が就職を考える条件である中、中退共制度に加入していることで安心して働ける企業として位置づけられることはとてもありがたいことです。

これからの時代、従業員の福利厚生を手厚くしていくことが必要です。中退共制度への加入もその一つだと考えています。従業員の安心安全のために続けていきたいです。

会社の規模や状況に合わせて掛金を設定できるところが良いです。安心して、定年まで働いてもらえるための大切な制度です。経営者としては事務手続きが簡単でわかりやすいので助かっています。

昨年から加入しました。不安定な世の中でも、確実に退職金が支払われるのは安心です。加入状況のお知らせもいただけるので、事務的にとても助かっています。

**パンフレット** や **契約申込書** をお送りします！

ご希望の資料の必要部数および事業所情報をご記入のうえFAX、または右のQRコードを読み取り、中退共HPより資料をご請求ください。



こちらのQRコードから資料請求ができます！

**よくわかる中退共制度 詳細版** [A4版・18頁]

**必要部数**

部

制度のしくみやメリットを詳しく説明したパンフレットです。

**よくわかる中退共制度 ダイジェスト版** [A4版・三つ折]

**必要部数**

部

制度のしくみやメリットを簡単に説明したパンフレットです。

**退職金共済契約申込書 (新規)**

**必要部数**

部

1部に5名まで記入できます。6名以上ご加入の際には、続紙も併せてご請求ください。

**退職金共済契約申込書 (続紙)**

**必要部数**

部

1部に10名まで記入できます。

住所	〒			—	
	都道府県		市区		
事業所名	※個人事業主の場合は事業主様の氏名をご記入ください。				
担当者名			電話番号	( )	
業種	<input type="checkbox"/> 一般業種	<input type="checkbox"/> 卸売業	資本金 出資金	万円	
	<input type="checkbox"/> サービス業	<input type="checkbox"/> 小売業			
	<input type="checkbox"/> その他 [ ]				

※ご記入いただきました個人情報は中退共本部の加入促進活動に必要な範囲で利用させていただきます。中退共本部では個人情報を適切な安全対策のもとに管理し、漏えいなどの防止に努めます。また、お客様の同意なく第三者に開示・提供はいたしません。

中退共本部 加入促進課 宛 **FAX : 03-5955-8220**

# 説明会開催日程一覧

今年度の説明会は以下の日程で開催を予定しています。

- ◆ 令和6年6月14日(金) 14:00~15:00
- ◆ 令和6年6月27日(木) 14:00~15:00

---

- ◆ 令和6年7月12日(金) 14:00~15:00
- ◆ 令和6年7月25日(木) 14:00~15:00

---

- ◆ 令和6年8月8日(木) 14:00~15:00
- ◆ 令和6年8月23日(金) 14:00~15:00

## 説明会の内容

- **中小企業退職金共済制度について**  
中退共制度の加入条件、メリットや注意点など、加入をご検討中のお客様が気になるポイントを詳しくご説明いたします。
- **過去勤務期間通算制度について**  
中退共制度に加入する前の勤務期間分も掛金を納付することができる通算制度についてご説明いたします。
- **質疑応答**  
制度内容や手続きについてご不明な点がございましたらご質問ください。
- **財形部からのお知らせ**

計1時間程度

※上記の開催日時は作成日時点の情報です。

都合により変更となる場合がございますので、中退共HPより最新の情報をご確認ください。

①中退共ホームページをご覧ください <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>

② [無料相談・オンライン説明会](#) をクリックしてください

[中退共](#) [検索](#)

③ [中退共制度説明会のご案内](#) をクリックしてください



④開催日時をご確認の上、お申し込みください



人

## 滋賀県アトツギ支援事業 北部地域キックオフセミナー

参加費  
無料

伝統

異業種

# 新たな価値の創出へ

～厳しい現状にある伝統産業で  
新たな挑戦を続けられるヒケツとは？～

次世代

地域

講師



有限会社 大橋量器  
代表取締役 大橋 博行 氏

日本の伝統の道具「枧」を専門に製作する企業として、1950年の創業以来、枧の生産量全国シェア80%を誇る産地・岐阜県大垣市で木製枧一筋にものづくりに従事。地場産業として古くから続いてきた技術と文化を「次の世代へ受け継いでいくこと。」を使命に枧工房枧屋では「枧を粹でかっこよく！枧をエンターティナーに！」をテーマにこれまでの枧の概念を覆し、ワクワクと心躍る製品づくりを目指している。伝統的な用途にとらわれない新しい”MASU”の開発でいくつもの賞を受賞。

令和6年

日時

7月4日(木)

18:30～19:45(セミナー) / 19:45～20:00(質疑応答)

会場

長浜ビジネスサポートセンター (滋賀県長浜市高田町12-34)

テーマ

人・伝統・次世代・地域・異業種をつなぐ

定員

30名(先着順)

対象

県内の後継ぎ、後継ぎ候補、中小企業や小規模事業者の代表等

共催

滋賀県よろず支援拠点(公益財団法人滋賀県産業支援プラザ)  
滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

後援

長浜商工会議所、長浜市商工会、米原市商工会、長浜ビジネスサポート協議会、長浜市  
滋賀県信用保証協会、日本政策金融公庫 彦根支店、商工組合中央金庫 彦根支店・大津支店

お問合せ

滋賀県よろず支援拠点  
(公益財団法人滋賀県産業支援プラザ)

TEL: 077-511-1425  
FAX: 077-511-1418  
Eメール: yorozu@shigaplaza.or.jp

お申込み



HPの申込みフォーム  
よりお申込みください

中小企業・小規模事業者の皆様へ

「働き方改革関連法」が施行されています！対応はお済みですか？

厚生労働省 滋賀労働局 委託事業（受託団体 株式会社タスクール Plus）

# 滋賀働き方改革推進支援センター

が、事業主の皆様を**無料**でご支援いたします。

悩める経営者の  
チカラになります！

## ワン・ストップ 無料相談



以下のお悩みや課題は迷わずご相談ください。

- 運輸・建設業の2024年問題！  
どうしたら良いの？
- 生産性向上で賃金アップ
- 同一労働・同一賃金！  
よくわからない？
- 時間外労働の上限規制
- 業務効率化から始めたい
- 活用可能な助成金
- 人材不足対応（育成含む）

※これらは相談事例の一部です。他の相談もOK。

無料

個別企業訪問

希望日に専門家が貴社を訪問し  
課題解決に向けた支援を行います。

無料

セミナー・講師

気軽に参加いただけるWEB  
セミナーを多数用意しております。

無料

常駐相談

当センター内で電話相談や  
来所者相談を行っています。

## 滋賀働き方改革推進支援センター

受付時間 平日 9:00～17:00

住所が新しく  
なりました

〒520-0043  
滋賀県大津市中央 3-1-8  
大津第一生命ビルディング 4階

相談申し込みはこちら

Facebookはこちら



電話

0120-100-227

E-mail

shiga@task-work.com

FAX

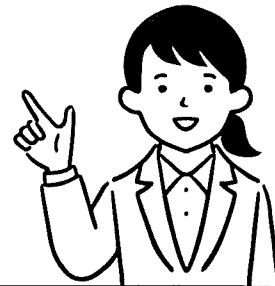
077-510-0293

滋賀働き方改革推進支援センター



裏面は無料出張相談申込票になっております。FAX または E-mail でもお申込みいただけます。


# 働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業の 事業主を専門家が無料でご支援します！



社会保険労務士などが訪問

ご希望の日時に対応

## 相談申込書

 **077-510-0293**

申込日： 年 月 日

E-mailの方は、shiga@task-work.comへ下記内容をお送りください。

事務所名・所属		
ご担当者名		
ご連絡先	住所	〒 -
	電話	( ) -
	E-mail	@
相談内容 (最大2つまで <input checked="" type="checkbox"/> チェックして下さい)	<input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金(職務分析・職務評価) <input type="checkbox"/> 助成金全般 <input type="checkbox"/> 労働時間・年休等の労務管理 <input type="checkbox"/> 大企業等による「しわ寄せ」 <input type="checkbox"/> 生産性向上による賃金引き上げ <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 人手不足等 <input type="checkbox"/> 時間外労働の上限規制 <input type="checkbox"/> 労働紛争、パワハラ、セクハラ等 <input type="checkbox"/> セミナー開催 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	自由記述	
お答えの方法	<input type="checkbox"/> 専門家による訪問 <input type="checkbox"/> センターへの来所 <input type="checkbox"/> オンライン相談 <input type="checkbox"/> 電話・メール・FAXでの回答	

働き方改革推進支援センターをどこで知りましたか？

※複数回答可 ※継続支援の場合は回答不要

- 商工会議所    商工会    中小企業団体中央会    業界団体    金融機関    よろず支援拠点  
 センター HP    厚生労働省 HP    労働局 HP    ハローワーク    労働基準監督署    地方自治体  
 知人・取引先企業    案内ポスター・ちらし    SNS    その他 ( )

※お申込みいただいた後、専門家の選定・日程調整を行います。

希望される専門家 (HP 参照)、ご希望日がございましたら、相談内容欄にご記入ください。

※本紙に記載されました個人情報については、他目的での使用はいたしません。

相談  
無料

秘密  
厳守

公的  
機関

## 第15回 事業承継支援

小規模企業や  
個人事業でも  
相談できるの？

後継者がいない。  
どうしよう？

# 個別相談会

経営のバトンタッチ  
お悩み・不安はありませんか？

会社を譲渡したいが  
相手先探しや交渉など  
どうしたらいいの？

子供や従業員に  
継いでもらいたいが  
やり方や  
タイミングは？



M&Aの交渉を  
する上で何を注意  
すればいいの？

こんなお悩み、  
専門家に無料で相談出来ます！

完全  
予約制

相談会場

長浜市商工会

長浜市湖北町速水2745  
TEL:0749-78-2121

相談日時

令和6年

9月9日(月)

- ① 10:00~11:30
- ② 11:30~13:00
- ③ 13:30~15:00
- ④ 15:00~16:30

対象者

中小企業・小規模事業者等の方

主催

長浜市商工会

共催

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センター

お申し込み方法

完全予約制です。相談会開催日の1週間前までにご予約をお願いします。それ以降は個別に対応いたします。

長浜市商工会

電話

0749-78-2121  
月~金(祝日を除く)9:00~17:00

FAX

0749-78-1300

※FAXでお申込みの場合は下記申込書にご記入の上お送りください。  
FAX受信後、日程調整をさせていただきます。

滋賀県事業承継・引継ぎ支援センターは、親族や従業員への事業承継や第三者への事業引継ぎをお考えの  
滋賀県内の中小企業・個人事業主を支援する公的相談窓口です。

●このような方におすすめの相談会です

- 公的な窓口で安心して相談したい
- 経験豊富な専門家に相談したい
- 中立な意見が欲しい
- 自分の状況に適した選択肢を教えて欲しい

ご相談の流れ

① ご相談予約

相談日時は完全予約制にて承ります。まずはセンターへお問合せください。面談日時を調整させていただきます。

② 初回相談

専門家がご相談の内容やお持ち頂いた資料を基に事業の経緯をお聞きます。(1~2時間程度)

お持ちいただくもの

直近3期分の決算書・申告書／会社概要／商品・サービスがわかるカタログなど

③ 相談内容解決のためのご支援

相談後、事業承継支援を継続してご希望される場合は、相談内容に応じて当センター専門家、外部専門家、外部機関と連携して事業承継の実現に向けてご支援させていただきます。

事業承継の専門家が丁寧にご対応いたします！

中小企業診断士や税理士、金融機関出身者などの専門家が事業承継に関するさまざまなご相談をお受けしています。

事業承継特任相談員

センタースタッフ(相談対応の専門家)

エリアコーディネーター



平谷



中村



村田



岡本



堀



富田



佐藤

お申込み方法

申込先:長浜市商工会

電話

0749-78-2121

月~金(祝日を除く)9:00~17:00

FAX

0749-78-1300

※FAXでお申込みの場合は下記申込書にご記入の上お送りください。FAX受信後、日程調整をさせていただきます。

相談希望日・場所	令和6年9月9日(月) 《ご希望時間》 時~ 時 《場所》 長浜市商工会 *FAXまたは申込フォームからの連絡後、相談時間の連絡を入れさせていただきます。		
事業所名		代表者名	( 歳)
所在地			
TEL	Mail	@	
業種	卸売・小売・飲食・サービス・製造・建設・その他		
相談内容	<input type="checkbox"/> 親族への承継 <input type="checkbox"/> 従業員への承継 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲渡 <input type="checkbox"/> 会社・事業の譲受 <input type="checkbox"/> その他( )		

\*個人情報は、以下の目的で使用し管理します。また、個人情報を予め本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。  
・各種相談やお問合せに関する対応など ・セミナーなどに関する情報のご案内 ・実施する各種調査の公表(公表する際には特定できないよう配慮いたします)

お問合せ



長浜市商工会

0749-78-2121

〒529-0341 滋賀県長浜市湖北町速水2745





～高齢者や障害者が働きやすい職場づくりに取り組む事業主の皆様へ～

# 高齢・障害者雇用助成金説明会のご案内

高齢者や障害者の雇用を支援するための事業主向け助成金制度についてご説明(概要や申請手続き等)いたします。説明会終了後、個別相談もお受けいたしますので、是非ご参加ください。

## ☆説明会内容 (各回共通)

### 高齢者雇用助成金「65歳超雇用推進助成金」

生涯現役社会の実現に向けて高年齢者の雇用の安定に資する以下の措置を実施する事業主が対象

- ・ 65歳超継続雇用促進コース … 65歳以上への定年年齢等の引上げの実施
- ・ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース … 高年齢者向けの雇用管理制度の整備等に係る措置の実施
- ・ 高年齢者無期雇用転換コース … 高年齢者を対象にした無期雇用転換制度の導入

### 障害者雇用助成金「障害者雇用納付金制度に基づく助成金」

障害者の雇入れや雇用の継続に必要となる施設・設備の整備、雇用管理の整備等の措置を行う事業主が対象

- ・ 障害者作業施設設置等助成金
- ・ 障害者福祉施設設置等助成金
- ・ 障害者介助等助成金
- ・ 職場適応援助者助成金
- ・ 重度障害者等通勤対策助成金
- ・ 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金
- ・ 障害者雇用相談援助助成金



### 「個別相談」

高齢者雇用助成金の個別相談をご希望の場合は就業規則(写)をご持参ください。

※個別相談は説明会の申込み順となります。

## ☆開催日程

開催日	時間	定員	会場	所在地
令和6年6月26日(水) 令和6年10月17日(木)	13:30～15:30	20名	ポリテクセンター滋賀 3階 1号室	大津市光が丘町 3-13
令和6年7月17日(水) 令和6年10月2日(水)	13:00～15:00	30名	滋賀職業能力開発短期大学校 3階 視聴覚室	近江八幡市古川町 1414
令和6年8月28日(水)	13:00～15:00	30名	甲賀市まちづくり活動センター 「まるーむ」 2階 多目的室2	甲賀市水口町水口 6009-1
令和6年7月3日(水) 令和6年12月18日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク彦根 1階 会議室	彦根市西今町 58-3
令和6年9月18日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク草津 2階 会議室	草津市野村 5丁目 17-1
令和6年11月6日(水)	13:00～15:00	15名	ハローワーク東近江 2階 会議室	東近江市八日市緑町 11-19

※参加ご希望の方は裏面の参加申込書をご記入の上、申込先(滋賀支部高齢・障害者業務課)あてご送付ください。

※各会場の駐車場は数に限りがありますのでご注意ください。

# 参加申込書

参加希望日	月 日		
事業所名			
所在地	〒		
T E L			
参加者	所属・役職		氏名
	所属・役職		氏名
詳しく聞きたい助成金 (□に✓点を付してください(複数回答可。))	<b>高齢者雇用助成金「65歳超雇用推進助成金」</b> <input type="checkbox"/> 65歳超継続雇用促進コース <input type="checkbox"/> 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース <input type="checkbox"/> 高年齢者無期雇用転換コース		
	<b>障害者雇用助成金「障害者雇用納付金制度に基づく各種助成金」</b> <input type="checkbox"/> 障害者作業施設設置等助成金 <input type="checkbox"/> 障害者福祉施設設置等助成金 <input type="checkbox"/> 障害者介助等助成金 <input type="checkbox"/> 職場適応援助者助成金 <input type="checkbox"/> 重度障害者等通勤対策助成金 <input type="checkbox"/> 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 <input type="checkbox"/> 障害者雇用相談援助助成金		
個別相談の希望の有無	有 ( 高齢者雇用助成金 ・ 障害者雇用助成金 ) ・ 無 ※ 有の場合、高齢者雇用助成金・障害者雇用助成金のうち、該当するものに○を付してください。 ※ 高齢者雇用助成金の個別相談をご希望の場合は就業規則(写)をご持参ください。		

※参加申込書の受理をもって受付とさせていただきます、定員を超えた場合のみ調整のご連絡をさせていただきます。特に連絡がない場合は当日時間までに会場へお越しください。

※参加申込書にご記入いただいた事項は、説明会にのみ利用させていただきます。

※会場では換気、身体的距離の確保等、コロナウイルス感染症対策にご協力ください。

## 【お問い合わせ・お申込み】



独立行政法人  
 高齢・障害・求職者雇用支援機構  
 滋賀支部 高齢・障害者業務課

〒520-0856 大津市光が丘町 3-13  
 TEL:077-537-1214 FAX:077-537-1215  
 e-mail:shiga-kosyo@jeed.go.jp

雇用管理や人材育成の担当者向け



メールマガジン

好評配信中



高年齢者や障害者の雇用支援、労働者の職業能力開発に役立つ情報を配信しています。  
 ←詳細はこちら

# クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金

# 長浜

# 高島

## さあ、情熱をカタチに 滋賀県北部の未来をつくらう

上限  
**100**万円

滋賀県北部地域

(長浜市・高島市・米原市)

において、クラウドファンディングを活用した様々な  
チャレンジを実施される際、クラウドファンディングに  
要する手数料の一部を補助します。

実施  
期間

令和6年4月1日 ~ 令和6年11月30日

※申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

**対象者** 法人、個人、各種団体（県内外問わず）

**補助要件** 事業や活動の実施場所が県北部地域であること  
北の近江振興に資することなど(裏面もご確認ください)

**対象経費** クラウドファンディング手数料

**補助率・上限額** 1/2以内 上限100万円

ご不明な点は  
お気軽にご相談  
ください

## チャレンジ 募集中!

詳しくはこちら▶



**お問い合わせ** 滋賀県 北の近江振興事務所



〒526-0033 長浜市平方町 1152-2  
TEL:0749-53-2801

Mail:kitanoomi@pref.shiga.lg.jp

# クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金

実施期間

令和6年4月1日 ~ 令和6年11月30日

※申請が予算額に達した時点で受付を終了します。

## 補助要件

- (1) 滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）において、事業や活動を行う個人、団体、企業等であること。
- (2) 「北の近江振興」の趣旨に合致し、3つのアプローチ（①住み続けたいくなる還りたいくなる北部へ、②挑戦する若者が育ち・集う北部へ、③訪れたいくなる北部へ）のいずれかに該当し、滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）の活性化につながるプロジェクトであること。
- (3) 申請時において、実施するプロジェクトについてクラウドファンディング事業者の審査の承認を得ていること。
- (4) クラウドファンディングによる調達目標額が50万円以上であること。
- (5) All or Nothing 形式または All in 形式でクラウドファンディングを実施すること。
- (6) 寄付型または購入型でクラウドファンディングを実施すること。
- (7) 交付決定の日から事業年度末までにクラウドファンディングによる資金調達を完了し、かつ、調達した資金がクラウドファンディング事業者から送金される見込みであること。
- (8) 事業の資金を調達するために利用するクラウドファンディング事業者は、設立後2年以上が経過し、直近1年間においてクラウドファンディングによる資金調達の成立実績を有する事業者とすること。
- (9) 公序良俗や法令に反するプロジェクトではないこと。
- (10) 公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業や活動等ではないこと。
- (11) 資金使途が明確に確認できること。
- (12) 極端に特定個人の目的と認められるものではないこと。

※詳細は「クラウドファンディング活用型北の近江振興事業補助金交付要綱」をご確認ください。

## Q & A

**Q** 「北の近江振興」とはどのようなものですか。

**A** 3つのアプローチ（①住み続けたいくなる還りたいくなる北部へ、②挑戦する若者が育ち・集う北部へ、③訪れたいくなる北部へ）で滋賀県北部地域（長浜市・高島市・米原市）の活性化に取り組み、移住者と施策による関係人口の創出3,000人を目指すプロジェクトです。

**Q** 立ち上げるプロジェクトの分野に制限はありますか

**A** 要件を満たしていれば制限はありません。商工業、観光、教育、福祉、環境など、多分野のプロジェクトが応募可能です。

**Q** クラウドファンディング事業者への手数料だけでなく、プロジェクトページを作成するための費用や広報活動に必要な費用も補助対象となりますか。

**A** 本補助金ではクラウドファンディング事業者へ支払う手数料のみ対象となります。

**Q** クラウドファンディングにおいて、当初の想定より支援が多く集まった場合の補助金額はどうなりますか。

**A** 申請時に記載頂いている申請額が上限となります。



ご不明な点はお気軽にご相談ください



## チャレンジする企業を応援します！

### 令和6年度ながはまチャレンジ&イノベーション応援事業補助金のご案内

本市では、地域内でのイノベーション創出に向けて、長浜市内に事業所を有する中小企業者等が実施する経営基盤の強化並びに事業の成長・拡大に資する取組に対し、経費の一部を助成します。

#### 【補助対象事業】

##### 【デジタル化に関する事業】

生産性向上や業務の効率化に向けてデジタル技術を活用する取組

##### 【販路拡大に関する事業】

今後のビジネス展望を見据えた販路開拓・事業拡大に向けた取組

#### 【補助対象者】

長浜市内に当該補助事業を行う拠点を有する中小企業者等。

(中小企業等経営強化法第2条第2項に規定する者)

個人の場合は長浜市民に限ります。

#### 【補助率・補助限度額】 ※事業区分は次の2つのうちどちらかを選択していただきます。(事業の組合せは不可)

##### 【デジタル化に関する事業】

補助率 1/2 補助限度額 200万円

※補助対象事業費200万円以上の事業に限ります。

##### 【販路拡大に関する事業】

補助率 1/2 補助限度額 200万円

※補助対象事業費200万円以上の事業に限ります。

※すでに完成した製品・商品等(試作品含む)に関する事業であることが条件となります。

(新商品開発の基礎研究等は対象外)

#### 【補助期間】

交付決定日から令和8年1月31日まで

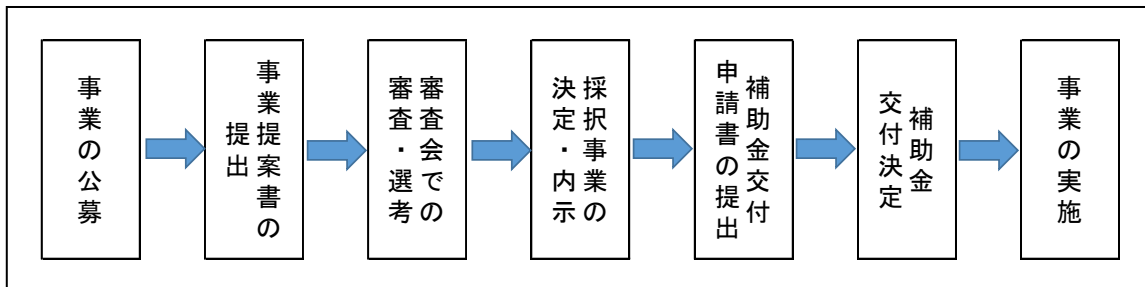
#### 【申請受付期間】

令和6年6月17日(月)午前8時30分から7月22日(月)午後5時まで

※専用の電子申請フォームからの申請に限ります。

※電子申請フォームは、6月17日(月)に市ホームページで公開します。

#### 【事業実施の流れ】



#### 【問い合わせ先】

長浜市 産業観光部 商工振興課

〒526-8501 長浜市八幡東町632番地(本庁舎2階)

TEL: 0749-65-8766

※詳細(説明動画は6月上旬に公開)については、市HPを確認ください。→



## 「令和6年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

この補助金は、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会(以下「コンサルタント会」という。)が補助事業の実施事業者(補助事業者)となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。

- 高年齢労働者の労働災害防止対策、労働者の転倒や腰痛を防止するための専門家による運動指導等、労働者の健康保持増進のために、エイジフレンドリー補助金を是非ご活用ください。

## 補助金申請受付期間 令和6年5月7日～令和6年10月31日

	① 高年齢労働者の労働災害防止対策コース	② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース	③ コラボヘルスコース
対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>労災保険に加入している中小企業事業者 かつ、1年以上事業を実施していること</li> <li>役員、派遣労働者を除く、以下の労働者を雇用していること</li> <li>高年齢労働者(60歳以上)を常時1名以上雇用している</li> <li>対象の高年齢労働者が補助対象に係る業務に就いている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者を常時1名以上雇用している(年齢制限なし)</li> </ul>	
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>1年以上事業を実施している事業場において、高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費(機器の購入・工事の施工等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>労働者の転倒防止や腰痛予防のため、専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費</li> </ul>
補助上限率額	補助率:1/2	補助率:3/4	
	上限額:100万円 (消費税を除く)	上限額:30万円 (消費税を除く)	

## ※注意事項※

- ・複数コース併せての上限額は100万円です。
- ・複数コースでの申請の場合は、希望コースをまとめて申請してください。
- ・この補助金は「事業場規模」「高年齢労働者の雇用状況」「対策・取組の内容」等を審査の上、交付を決定します。
- ・全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

## 【参考】対象となる中小企業事業者の範囲

業種		常時使用する労働者数 ※1	資本金又は出資の総額 ※1
小売業	小売業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	医療・福祉(※2)、宿泊業、娯楽業、教育・学習支援業、情報サービス業、物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業など	100人以下	5,000万円以下
卸売業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	製造業、建設業、運輸業、農業、林業、漁業、金融業、保険業など	300人以下	3億円以下

※1 常時使用する労働者数、または資本金等のいずれか一方の条件を満たせば中小企業事業者となります。

※2 医療・福祉法人等で資本金・出資がない場合には、労働者数のみで判断することとなります。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

## ① 高齢労働者の労働災害防止対策コース

【対象：60歳以上の労働者】

- 60歳以上の高齢労働者が安全に働けるよう、身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策を補助対象とします。

●具体的には、次のような労働災害防止対策が対象となります●

### (ア) 転倒・墜落災害防止対策

- 作業場所の床や通路のつまずき防止のための対策(作業場所の床や通路の段差解消)(※1)
  - 作業場所の床や通路の滑り防止のための対策(水場等への防滑性能の高い床材・グレーチング等の導入、凍結防止装置の導入)
  - 転倒時のけがのリスクを低減する設備・装置の導入
  - 階段の踏み面への滑り防止対策
  - 階段への手すりの設置(※1)
  - 高所作業台の導入(自走式は含まず。床面から2m未満の物)
- (※1)法令違反状態の解消を図るものではないこと

労働者の転倒災害(業務中の転倒による重傷)を防止しましょう

検索

(URL <https://www.mhlw.go.jp/content/001101299.pdf> )

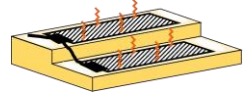
転倒防止対策  
リーフレット



水場における防滑性能の高い床材等の導入



従業員通路への凍結防止装置の導入



### (イ) 重量物取扱いや介護作業における労働災害防止対策(腰痛予防対策)

- 不自然な作業姿勢を解消するための作業台等の設置
- 重量物搬送機器・リフトの導入(乗用タイプは含まず)
- 重筋作業を補助するパワーアシストスーツの導入
- 介護における移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護における入浴介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術(ノーリフトケア)の修得のための教育の実施

移乗介助の際の身体的負担を軽減する機器の導入



### (ウ) 暑熱な環境による労働災害防止対策(熱中症防止対策)

- 熱中症リスクの高い暑熱作業のある事業場(※2)における休憩施設の整備
- (※2)労働安全衛生規則第587条に規定する暑熱に対する作業環境測定を行うべき屋内作業場が対象
- 体温を下げるための機能のある服の導入
- 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器(ウェアラブルデバイス)による健康管理システムの導入(初期導入費用のみ パソコンの購入は対象外)

体温を下げるための機能のある服の導入



### (エ) その他の高齢労働者の労働災害防止対策(交通災害防止対策)

- 業務用車両への踏み間違い防止装置の導入

★労働者ごとに費用が生じる対策(高所作業台の導入、重量物搬送機器・リフト、パワーアシストスーツ、体温を下げるための機能のある服等)については、対策に関わる人数分に限り補助対象とします。

## ② 転倒防止や腰痛予防のためのスポーツ・運動指導コース【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による「転倒」や「腰痛」の行動災害を防止するため、身体機能維持改善のための専門家等による運動プログラムに基づいた身体機能のチェック及び専門家等による運動指導等に要する費用を補助対象とします。

・専門家とは…医師、理学療法士、健康運動指導士、労働安全・衛生コンサルタント、アスレティックトレーナー等

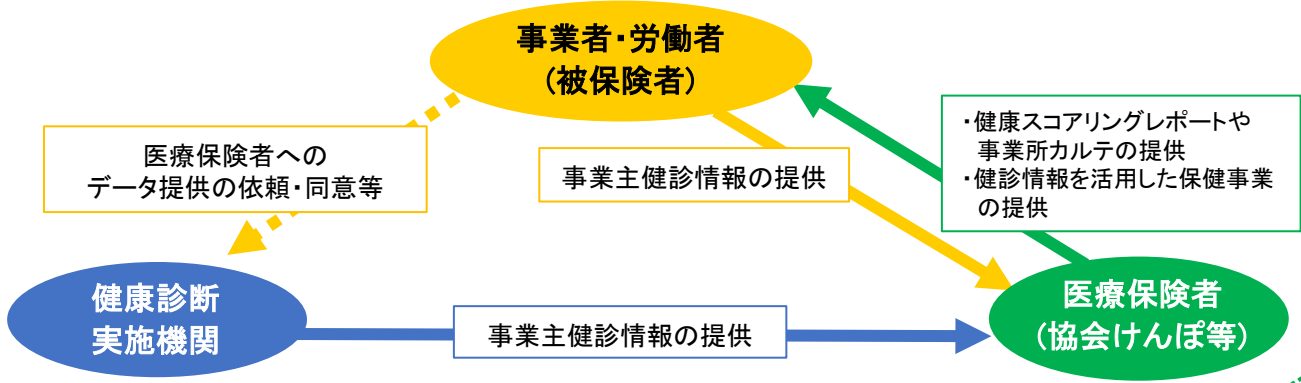
「転倒防止」・「腰痛予防」のための  
身体機能のチェック及び運動指導等の実施が対象となります

- ★転倒防止、腰痛予防の運動指導等に限り(オンライン開催等も含む)
- ★物品の購入はできません
- ★転倒防止、腰痛予防以外の運動指導は、当コースでは補助対象外です(メタボリックシンドローム対策等の運動指導はコラボヘルスコースの活用をご検討ください)



「コラボヘルス」とは、医療保険者と事業者が積極的に連携し、明確な役割分担と良好な職場環境のもと、労働者に対する健康づくりを効果的・効率的に実行することです。

＜コラボヘルス＞



- 事業所カルテや健康スコアリングレポートを活用した、労働者の健康保持増進のための取組に要する費用を補助対象とします。

**事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です**

●具体的には、次のような取組が対象となります●

**健康教育、研修等**

健康診断結果等を踏まえた禁煙指導、メンタルヘルス対策等の健康教育、研修等  
(オンライン開催、eラーニング等も含む)

- ➡ 産業医、保健師、精神保健福祉士、公認心理師、労働衛生コンサルタント等によるもの

**システムの導入**

健康診断結果等を電磁的に保存及び管理を行い、事業所カルテ・健康スコアリングレポートの活用等によりコラボヘルスを推進するためのシステムの導入

- ※初期導入費用のみ  
パソコンの購入は対象外

**栄養・保健指導**

栄養指導、保健指導等の労働者への健康保持増進措置  
(健康診断、歯科健康診断、身体機能のチェックの費用は除く)

- ★ 物品の購入はできません
- ★ 事業所カルテや健康スコアリングレポートが保険者側の事情により保険者から提供されない場合は、エイジフレンドリー補助金Q&Aをご確認ください ➡



エイジフレンドリー補助金Q&A

**申請に当たっての注意事項(申請方法等は次頁をご確認ください)**

- ◆ この補助金は「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の対象のため、適正な運用が求められるものです。補助金の実施要領、交付規程等をよく読み、補助金の交付条件等を確認の上で申請してください。  
(注)申請内容等の確認のため、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会が実地調査を行うことがあります。
- ◆ エイジフレンドリー補助金の補助対象となる対策に対して、別途補助金(助成金を含む)が交付されている場合(もしくは交付される予定がある場合)は、エイジフレンドリー補助金を利用できません。
- ◆ 偽り、その他不正の手段によって補助金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、補助金の返還を求められます。
- ◆ 交付決定を受けられなかった事業者は、申請期間中であれば異なる対策での申請が可能です(10月申請分除く)。なお、不交付決定(不採択)がなされた対策での再度申請はできませんのでご注意ください。

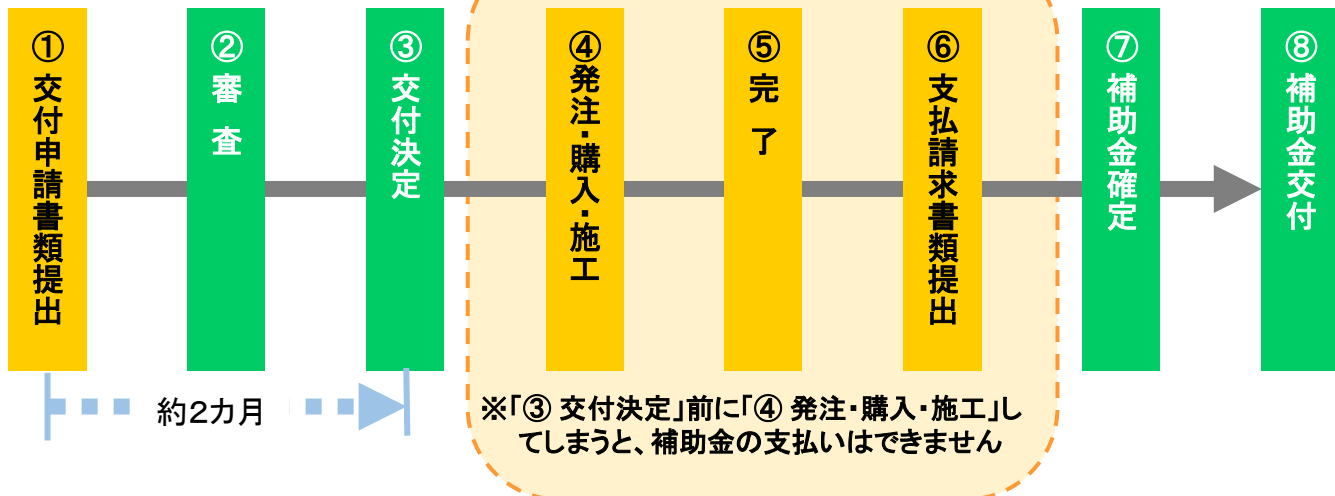
**【財産を処分する場合の承認申請(必要な場合に手続きしてください)】**

補助金を受けた機器等のうち50万円以上の物について、補助を受けた年度終了後5年以内に、事業の廃止等に伴い、譲渡または廃棄する場合は、承認手続きを行ってください。



# 補助金申請の流れ

■は事業者が実施します。■は事務センターが実施します。



★ ① 申請書類提出から③ 交付決定まで概ね2カ月を要します。十分な時間の余裕をもって申請してください。

- ➡「① 交付申請書類」「⑥ 支払請求書類」はエイジフレンドリー補助金事務センターのホームページからダウンロードしてください(申請書類の郵送やメール送付は行っておりません)
- ➡ 対象となる対策の具体例、補助の対象とならないもの等、詳細についてはホームページ内にあるQ & Aにまとめていますので、申請前に必ずご確認ください

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくりのため、事業者と労働者に求められる取組を示した「**高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン**(エイジフレンドリーガイドライン)」を活用しましょう  
・エイジフレンドリーガイドライン ➡ <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/000815416.pdf>



交付申請書類受付期間  
令和6年5月7日～令和6年10月31日(当日消印有効)

支払請求書類受付期限  
令和7年1月31日(当日消印有効)

一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会  
「エイジフレンドリー補助金事務センター」  
(ホームページ <https://www.jashcon-age.or.jp>)

関係書類 送付先	〒105-0014 東京都港区芝1-4-10 トイヤビル5階 エイジフレンドリー補助金事務センター 交付申請書類は「申請担当」宛へ、支払請求書類は「支払担当」宛へお送りください 関係書類は郵送または宅配便のみでの受付となります(メールでの申請はできません) 封筒に消印が確認できない料金別納・料金後納や、受付日の確認できない宅配便では 送付しないでください	
お問合せ先	申請担当	支払担当
	電話:03(6381)7507 FAX:03(6381)7508	電話:03(6809)4085 FAX:03(6809)4086
受付時間	平日10:00～12:00/13:00～16:00 (土日祝休み、平日12:00～13:00は電話に出ることができません) <8月13日～8月16日(夏季休暇)、12月30日～1月3日(年末年始)を除く>	